第百三十五条、第百三十六条、第百三十六条の二第一項及び第百三十七条から第百三十七条の三まで	選挙運動　投票運動
第百三十八条第二項	選挙運動　特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称 投票運動　特別区の設置についての賛否
第百三十八条の三	選挙に関し、公職に就くべき者（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数若しくは公職に就くべき順位） 特別区の設置についての投票に関し、特別区の設置についての賛否
第百三十九条及び第百四十条	選挙運動　投票運動
第百四十条の二第一項	選挙運動、選挙運動　投票運動、投票運動 場合並びに午前八時から午後八時までの間に限り、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする場合 場合
第百四十条の二第二項	選挙運動　投票運動
第百四十八条第一項及び第百五十一条の三	選挙運動　投票運動 選挙に　特別区の設置についての投票に
第百六十四条の六及び第百六十六条	選挙運動　投票運動 選挙の公正　特別区の設置についての投票の公正
第百七十五条第一項	各選挙につき、その選挙の当日、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びにその他の適当な箇所に投票所内の衆議院名簿届出政党等の名称及びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示を、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所に参議院名簿届出政党等の名称及びに略称の掲示並びにに参議院名簿登載者の氏名の掲示を、その他の選挙にあつては 特別区の設置についての投票の当日、

	公職の候補者の氏名及び党派別（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称。以下この条において同じ。）
	おいて、特別区設置協定書を閲覧に供し、及びその要旨
第百七十五条第二項	各選挙（当該市町村の全部又は一部の区域が含まれる区域を区域として行われるものに限る。）につき、当該選挙の期日の公示又は
	選挙の期日の前日
	当該期日の前日
	特別区の設置についての投票の期日
	、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示を、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示を、その他の選挙にあつては公職の候補者の氏名及び党派別
	おいて、特別区設置協定書を閲覧に供し、及びその要旨
	特別区の設置についての投票
第百九十七条の二第一項	衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙
	選挙運動（衆議院小選挙区選出議員の選挙区において候補者届出政党等が行うもの及びに参議院比例代表選出議員の選挙において参議院名簿届出政党等が行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）
	選挙運動の
	投票運動
	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）
	市町村の選挙管理委員会
第二百二条第一項	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙
	特別区の設置についての投票
	その選挙
	その特別区の設置についての投票